経理に不安のある方へ

記帳支援事業（公益目的事業）

記帳処理サービスをご存知ですか？

本サービスは、専属の担当者が付き、節税効果の高い青色申告特別控除65万円が適用されるシステムです。会計の負担を軽減しながら、自計化をサポート致しますので、是非ご検討ください。

青色申告特別控除65万円が適用されると、所得税、住民税、国民健康保険料が安くなります！

ばっちり節税 とっても お得

お問い合わせ TEL 0465-24-2614（事業課）
税理士関与の方は税理士にご相談ください

小田原青色申告会のホームページとフェイスブック是非ご覧ください！

様々な活動やリアルタイムな情報も掲載しています。お見逃しなく。

フェイスブック　ホームページ

青色活動報告

不動産所得者向けセミナー

無料セミナー『小田原エリア不動産市場の動向について』を平成28年12月8日に開催し、不動産マーケットの現状と保有不動産の見直しによる相続対策等について学んでいただきました。

どこどこ

地域のお店の情報満載！

小田原青色申告会の地元密着検索サイト

どこどこは「公益社団法人小田原青色申告会」が運営する情報検索サイトです。「あのお店ってどこだっけ」「こんなお店どこかにないかな」そんな時には「どこどこ」をご活用ください！

地域密着！地元のお店が探せます

どこどこは小田原市周辺2市8町を中心としたお店が掲載されていますので、地元のお店を探すのにとっても便利。「会社の近くに飲み会ができる店は？」「新しい趣味を始めたい！近くに教室は？」「キッチンをリフォームしたいんだけど」「美容院に行きたいけど、近くにいいお店ないかしら」「昼休みに行けるランチの美味しいお店はあるかな？」あなたの求める「お近くの」お店がきっと見つかります。

いろんなお店を新発見！

探し物でなくても、なんとなくお店一覧を眺めてみると地元にいろんなお店があるのがわかります。「あ、気になっていたことがこのお店なら頼めそう」そんな発見や出会いがあるかも。地元散歩気分で覗いてみてはいかがでしょうか。

「どこどこ」に登録すれば、あなたのお店・事業も簡単にインターネットで検索できるようになりますよ！

どこどこにお店を掲載したい方はこちらまで！

TEL 0465-24-2614

小田原税務署からのお知らせ

平成28年分の確定申告のお知らせ

（所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税）

小田原税務署の申告書作成会場の開設期間は

2月16日(木)～3月15日(水)です。

- 税務署の相談開始は９：００、相談終了は１７：００です。
- 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切る場合がありますので、なるべく１６：００までにお越しください。
- 平成２８年分の確定申告には、マイナンバーの記入が必要になります。
  マイナンバーカードをご持参いただくか、番号確認のできる書類（通知カードなど）及び身元確認のできる書類（運転免許証など）の両方をご持参ください。
- 税務署の駐車場は狭いので、お車での来署及び近隣施設への無断駐車は固くご遠慮ください。
- 開設日初日及び最終週は大変混雑が予想されますので、ご了承ください。
- 申告書や決算書等は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。是非ご利用ください。
- 納期限にご注意ください。また、納税は便利な振替納税をご利用ください。

税目	納期限	振替納税を利用した場合
申告所得税及び復興特別所得税	3月15日(水)	4月20日(木)
消費税及び地方消費税	3月31日(金)	4月25日(火)
贈与税	3月15日(水)	

税のカレンダー

納期限を守りましょう！口座振替を利用しましょう！

○国民健康保険税（税）の納期限
- 【第6期分】中井町……2月28日(火)
- 【第3期分】小田原市・南足柄市・大井町・開成町・箱根町・湯河原町……2月28日(火)
- 【第10期分】松田町……2月28日(火)
- 【第11期分】真鶴町……2月28日(火)

○介護保険料の納期限
- 【２月分】小田原市……2月28日(火)
- 【第6期分】中井町・大井町・松田町・山北町……2月28日(火)
- 【第9期分】南足柄市・開成町・箱根町・湯河原町……2月28日(火)
- 【第11期分】真鶴町……2月28日(火)

○後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- 【２月分】小田原市……2月28日(火)
- 【第6期分】南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町……2月28日(火)

○国民健康保険・都市計画税
- 【第4期分】小田原市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・真鶴町・湯河原町……2月28日(火)

小学生の税の書道展 支部における再展示

南足柄市役所内アトリウム
南足柄市内の入賞作品（特選～銀賞）を展示
期間：平成29年２月７日～15日

大雄山線電車内
南足柄市内の入賞作品（特選～銀賞）を展示
期間：平成29年２月下旬予定

山北町ふるさと交流センター
山北町内の入賞全作品を展示
期間：平成29年２月13日～３月１日

事業所得のある方へ 決算の基礎知識

売掛金・買掛金

年末に商品を売った代金が未収になっている場合や、サービスは行ったが代金は未収になっている場合の掛売上はその年の売上に計上しなければなりません。売上の計上は、入金の時期ではなく、実際の商品を売った時期、またはサービスを行った時期にすることになっているからです。
前年分の売掛金の入金は、本年の売上げではありませんが、年末に残った売掛金は本年の売上となります。買掛金についても同様に、前年分の買掛金の支払いは、本年の必要経費にはなりませんが、年末に残った買掛金は本年の必要経費になります。

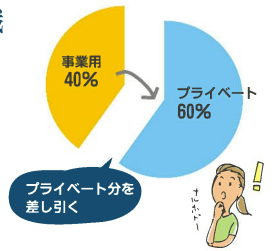

家事関連費

家事関連費（事業用とプライベート用が混在している費用）のうち業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分することができる場合には、その必要である部分に相当する金額を必要経費に算入することができます。
例えば、自宅兼店舗の場合、土地建物全体に課される固定資産税、建物の減価償却費、借入金利息、損害保険料等については、業務上の費用に係る部分と、家事上の費用に係る部分とに明らかに区分し、業務上に係る部分のみを必要経費に算入することができます。
この場合、その区分としては、面積で按分するなど、合理的な方法で行います。

その他の家事関連費の按分方法

家事関連費	家事費按分基準の例
車両費（減価償却費、ガソリン代など）	使用日数の割合、走行距離の割合
水道光熱費／通信費	使用時間または使用頻度
家賃	使用床面積の割合

など

確定申告に関する詳しい情報は、税務署にお問い合わせください
TEL 0465-35-4511 小田原税務署（税についての相談窓口）
自動音声にしたがって番号「1」を選択してください

県税事務所からのお知らせ

個人県民税の超過課税（水源環境保全税）の概要

～個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を延長します～

神奈川県は、良質な水を安定的に確保するため、平成19年度から個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を活用して、森林や河川の保全・再生などに取り組んでいます。
この度、今後５年間の取組みの財源として、平成28年10月に県議会の議決を受け、超過課税措置について５年間（29～33年度）延長させていただきました。
財源となる超過課税に皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

税率

区　分	標準税率(ア)	上乗せ率(イ)（水源環境保全税分）	超過税率(ア＋イ)
均等割	1,500円	300円	1,800円
所得割	4％	0.025％	4.025％

適用期間

平成29年度から33年度まで（５年間）

税収規模

年額　約40億円
（納税者１人当たりの平均負担額　年額約890円）

◇問い合わせ先　小田原県税事務所　事業税課　TEL0465-32-8000㈹

ご予約はお早めにどうぞ。

会員限定無料相談

要ご予約

予約 24-2612

弁護士の法律相談 10時～12時
- 2月17日(金)
- 3月7日(火)
- 3月17日(金)

弁護士の相続相談 10時～12時
- 2月15日(水)
- 3月15日(水)

社労士の年金相談 10時～12時
- 2月14日(火)
- 3月14日(火)

不動産コンサルタントの不動産相談 10時～12時
- 2月23日(木)
- 3月23日(木)

経営コンサルタントの経営相談
日時応談
予約 24-2614

ご注意 同一内容のご相談は重ねてできませんので予めご了承ください。

会場・納税者センター・青色会館

県民共済キャンペーンのご案内

県民共済では、2月1日から3月15日まで青色会館にてキャンペーンを実施します。何かご不明な点がございましたらお気軽にお問合せください。